

教職員の懲戒処分について

令和8年9月11日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 教諭 (47歳)	戒告	令和7年8月20日（木）午後6時57分頃、軽自動車を運転し、信号機により交通整理の行われている交差点を右折進行するに当たり、前方左右を注視せず、対向進行してくる車両の有無及びその安全確認不十分のまま右折進行し、対向進行してきた男性の運転する普通自動二輪車に自車左側部を衝突させて、路上に転倒させたことにより、同男性に全治約6か月を要する寛骨臼骨折及び外傷性くも膜下出血等の傷害を負わせた。 このことは、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。
県立学校 教諭 (33歳)	戒告	令和8年5月4日（月）、県内で開催された部活動の練習試合に生徒22名を引率した際、宿泊地近隣から練習試合会場まで、所属長の承認を受けることなく自家用車に計19名の生徒を同乗させた。 このことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。
県立学校 教諭 (25歳)	戒告	令和8年5月4日（月）、県内で開催された部活動の練習試合に生徒22名を引率した際、宿泊地近隣から練習試合会場まで、所属長の承認を受けることなく自家用車に3名の生徒を同乗させた。 このことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 内田 俊行

（内線）4922

（直通電話）082 - 513 - 4922

（e-mail）kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp